

津市登録型メール配信システム(サービス提供)仕様書

令和7年6月

津 市

津市登録型メール配信システム(サービス提供)仕様書

1 件名

津市登録型メール配信システム（サービス提供）

2 目的

本業務は、津市登録型メール配信システム（以下、「本サービス」という。）を提供し、常時、正常かつ安定して利用できるように環境を維持することを目的とする。

3 サービス提供の期間

令和8年3月1日から令和13年2月28日まで
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

4 サービス提供の範囲

- (1) サービス利用
- (2) 管理者サポート
- (3) 保守

5 サービス提供要件

(1) サービス利用要件

ア 「津市登録型メール配信システム（導入）業務」により導入したすべての機能を利用できること。

イ 本サービスを24時間365日利用できること。（事前協議により発注者が承諾した場合を除く。）

ウ 本サービスを停止する必要がある場合は、必ず事前に発注者と協議を行い、承諾を得ること。

エ 本サービスで利用するアプリケーションについては、常に最新版を利用できること。

オ 本サービスを構成する機能の維持に必要な費用は、全て本契約に含むものとする。

カ 本システム導入後、サービスの安定稼働が確認できるまでの間、障害等に速やかに対応できる体制を整えること。

(2) 管理者サポート要件

ア 管理者のサポートについては、受注者の監督下にある担当技術者の派遣または電話、電子メール等により行うこととする。

イ 本サービスに係る操作、運用上の問い合わせについては、平日 9 時から 17 時までとし、電話、電子メール等によりサポートを行うこと。ただし、災害時等緊急を要する場合については、前述以外の時間帯においてもサポートを行うこと。

(3) 保守要件

ア 本サービスを構成するアプリケーションは最新版を適用すること。なお、最新版にすることでシステムに重大な影響を与えることが懸念される場合には、発注者と協議の上、適用のタイミングを調整すること。

イ 本サービスに搭載された機能において、新たに開発や研究成果により機能の強化・改善が図られる場合は、追加の費用なく提供すること。なお、機能強化等に伴う変更が生じた場合は、その都度、マニュアルを更新し追加の費用なく提供すること。

ウ 本市の地域防災計画や災害対応マニュアル等の修正に合わせて行う本サービス内に登録されているデータの変更が必要になる場合は、その変更作業及び費用は本業務の範囲内とする。（地域防災計画及び災害対応マニュアルについては、年 1 回程度修正を実施している。）

エ 受注者は、法令及び制度改正等により本サービスに機能追加・改良等の必要が生じたときは、原則として、これを適用するものとする。ただし、機能追加・改良等の内容については、その都度、発注者の承認を得ることとし、必要となる費用については、軽微なものについては本契約に含むものとする。その他については、発注者、受注者の双方で協議するものとする。

なお、令和 8 年度出水期からの運用が予定されている気象警報・注意報や気象情報及びこれらに関連する各種情報の変更（XML 電文の変更）には本サービス提供期間内で追加費用が発生することなく対応すること。

オ 本サービスに障害等の不具合が発生した場合は、速やかに発注者に連絡するとともに不具合解消の対応を行うこと。また、発生した不具合の原因及び再発防止策等について、適宜報告を行うこと。

カ 本サービス障害発生時の連絡を円滑に行うための連絡体制（連絡方法、緊急時連絡先等）を明確にすること。

キ 本サービスの性質上、大規模災害発生に伴う障害等の復旧については、サービス提供側に起因しない障害を除き、可能な限り迅速かつ短時間に復旧すること。

ク 受注者は、障害発生時の連絡体制を発注者へ提出すること。

ケ 本サービスにおいて、障害の修復に時間を要する場合は、代替環境を用意する等、サービス提供に支障をきたさない措置を講じることとする。この場合に必要となる経費は、すべて受注者の負担とする。

コ 次に掲げる原因によるものは、保守の対象外とする。

(7) 取扱説明書及び受注者が作成したマニュアルに記載された操作方法以

- 外の使用によるもの。
- (イ) 故意によるもの。

6 特記事項

(1) データの知的財産権

本サービスを経由し発注者から受け取り、または受信し、受注者のサーバなどで処理・蓄積されたデータの知的財産権は発注者に帰属する。

(2) サービス提供期間終了時の処理

ア 受注者は、本サービスを経由し発注者から受け取ったデータについて、サービス提供期間終了時に移行データとして必要となるデータを発注者に提供すること。データ提供に係る費用は本サービス提供に係る利用料に含むものとする。また、サービス提供期間の延長を含め、発注者が本サービスを利用する期間においては、データ移行に係る経費は発生しないものとする。

イ 受注者は、本サービス利用終了後（移行データの提供が本サービス利用終了後の場合は、移行データの提供後）速やかに、受注者の責任で発注者から受信したデータを復元不可能な状態に抹消すること。抹消作業に関する作業完了届を提出すること。なお、データ抹消にかかる費用は、本サービス提供に係る利用料に含めること。

(3) 本サービス提供を履行することにより知り得た情報については、一切第三者に漏らしてはならない。

(4) 受注者は、本サービスの提供にあたり個人情報を取り扱う場合においては、発注者が定める特記仕様書を遵守すること。

(5) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者及び受注者で協議して定めるものとする。